

子ども・子育て支援新制度について

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこ
とをいいます。

全ての子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭が安心して子育てすることができ、子どもを
育てる喜びを感じられるために、平成 27 年 4 月から全国でスタートしました。

1 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び 小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等への財政支援の仕組みを通じて、全ての子ど
もに公平な「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を目指します。

(2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉
施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべ
ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施し
ていきます。
- 国及び都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、事業を実施するために必要な費
用に充てるため、交付金を交付することができ、費用負担割合は国・都道府県・市
町村それぞれ 1/3（妊婦健診については交付税措置）となっています。

(4) 財源（社会全体による費用負担）

- 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

(5) 子ども・子育て会議の設置（子ども・子育て支援法第 77 条）

- 市町村、都道府県において、地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされています。

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

（新制度の実施主体として、全市町村で作成 松戸市子ども総合計画第 5 章）

- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載しています。
- 幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載し、量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要になります。
- 地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載し、量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要となります。

2 子ども・子育て支援新制度スタート以降の児童福祉法等の主な改正

児童虐待に対する対策の強化等を目的として、児童福祉法等の一部が改正されました。

- 子育て世代包括支援センターの法定化（H29. 4. 1 施行）

市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」（※）を設置するよう努めなければならないこととする。

（母子保健法第 22 条）（※）法律上は、母子健康包括支援センター

- 市町村における支援拠点の整備

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとする。（児童福祉法第 10 条の 2）

- 支援を要する妊婦等に関する情報提供

支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項）